特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の概要

下記の取組により、**外来生物対策の一層の強化・推進**を図ります。

（1）**国内への侵入防止**のために**緊急に対処が必要な外来生物**（**ヒアリ類**を想定）の対策のための検査体制等の強化、

（2）既に広く飼育され、野外の個体数も多い外来生物（**アメリカザリガニ**や**アカミミガメ**を想定）に対応する規定の整備、

（3）国と地方公共団体による防除の円滑化による**防除体制の強化**

■ 背景

① 輸入された物品等に付着して**ヒアリ**が国内に侵入する事例が**近年増加**
→ 「**定着しそうなギリギリの段階**」であり、**対策の強化が急務**

② 外来生物のうち、**アメリカザリガニ**や**アカミミガメ**は、既に、広く一般に飼育※
→ 現行法で規制すると既に飼われている個体が**大量放出されるおそれ**があるため、**新たな規制の枠組み**が必要
（※ アメリカザリガニ：約65万世帯/約540万匹、アカミミガメ：約110万世帯/約160万匹）

③ 現行法では国のみが主な防除主体とされており、防除や主体間の連携が各地域で進んでいない
→ 地方公共団体による防除の円滑化を図り、我が国全体としての**防除の迅速化、強化が必要**

■ 主な改正内容

1．ヒアリ対策の強化（①）

- 特定外来生物全般に対する**規制権限を拡充**するとともに、**発見し次第、緊急の対処が必要**なものについては「**要緊急対処特定外来生物**」（※）として政令で指定し、**より強い規制権限がかかる枠組みを創設**する。
（※国内に侵入・拡散すると著しい被害を及ぼす**ヒアリ類**を想定）

水際 --通関-- 内国

＜特定外来生物全般に対する既存権限の拡充＞

■ 立入権限の拡充
- 従来：**防除**のためのみ
- 拡充：**生息調査**のための立入りも可能に

■ 輸入品等の検査対象の拡充
- 従来：輸入品・コンテナ等のみ
- 拡充：ヒアリ類が存在しているおそれのある**土地・施設（倉庫、車両等）**も対象に。これにより**消毒・廃棄命令**の対象も拡充。

ヒアリの生息調査

■ 通関後の検査等
要緊急対処特定外来生物が存在している**蓋然性が高い物品、土地、施設等**については、**通関後**も、**検査や消毒・廃棄命令等**が可能に

＜要緊急対処特定外来生物に対する権限の創設＞

■ 移動の禁止
検査対象がヒアリ類か否かを特定（**同定**）**している間**も、対象物品、車両等を**移動禁止**可能に

■ 指針の策定
関係事業者の**取組促進の指針**を策定し、それに定める事項に関する報告徴収、勧告、命令等が可能に

※ 立入権限は国・地方公共団体の権限、その他は国の権限

2．アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備（②）

現行法の規制を適用すると、かえって生態系等への被害が拡大するおそれ

当分の間、種ごとに政令で定める**一部の規制（輸入、販売、放出等）のみを適用**することを可能に

規制対象外として検討している例
・個人の販売目的でない飼育
・個人間の無償譲渡　等

3．各主体による防除の円滑化（③）

国、都道府県、市町村（特別区を含む。）、事業者及び国民に関する責務規定を創設

都道府県による迅速な防除を可能とするため、現行法では必要とされている**国への確認手続を不要**に

＜改正法の施行期日＞
・１のうち立入権限の拡充及び輸入品等の検査対象の拡充の規定：公布の日から３月以内で政令で定める日
・その他の規定：公布の日から１年以内で政令で定める日

多様な主体による安全・安心な国民生活の実現＋生態系保全等の推進